

群馬県での盛土規制法の運用開始に伴う、町の土砂条例の主な改正点

(令和7年5月26日施行)

改正点	主な改正内容
盛土規制法に合わせた届出	盛土規制法で許可の対象となった事業者は、事前に土砂等の搬入計画を届け出なければならないこととし、搬入計画の届出後はこれまでと同様に実際に搬入する土砂等に係る事前届出や定期的な土壌検査の実施を必須とします。
土砂の発生場所の指定解除	町の土砂条例では、埋立等に用いる土砂の発生場所は群馬県内の土砂と規制していましたが、盛土規制法の施行により、安易な盛土や切土、土砂の堆積などの規制が強化されることや、盛土規制法との整合性を図るために、土砂発生場所の規制をなくします。

※詳細については、町のホームページに掲載してある「土砂条例の許可申請・届出に係る申請書等作成手引き」で確認をお願いします。

問合せ先 みなかみ町役場環境課 環境対策係
電話 0 2 7 8 - 6 4 - 1 1 6 8